Sun Station Hikari XXI 合同会社

長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画書

弊社では、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度の調達期間終了後も発電事業を継続実施するため、下記の事項について検討を行っており、今後も継続してまいります。

1. 調達期間終了後における再投資や発電事業継続に関する事項

(1) 調達期間終了後の売電方法等について、制度・市場環境等を踏まえて継続的に検討します。

(2) 発電事業を継続するため、必要に応じて発電設備の更新、維持のための修繕を実施します。

(3) 調達期間終了後の再投資計画等は、必要性含め調達期間終了までに具体化します。

(4) 調達期間終了後も事業継続に必要な用地の継続確保に努めます。

2. 発電事業と地域社会との共生に向けた取組に関する事項

(1) 地権者、近隣住民その他関係者との対話・連絡を継続します。

(2) 雑草管理、場内安全管理、排水等の確認を含む適切な維持管理を継続します。

(3) 苦情・要望等があった場合には、内容を確認の上、必要な対応を行います。

3. 対象設備

津市第一太陽光発電所（認定 ID: A785754D24）

埼玉泉井太陽光発電所（認定 ID: AF75765C11）

京都大枝沓掛町発電所（認定 ID: A895924E26）

島根県大田第一メガソーラー発電所（認定 ID: A689826F32）

島根県大田第二メガソーラー発電所（認定 ID: A689827F32）

米子太陽光発電所（認定 ID: A781119F31）

静岡浜松篠原太陽光発電所（認定 ID: AZ97133C22）